



243-2323

平成23年2月28日

指定小規模多機能型居宅介護事業所管理者
指定認知症対応型共同生活介護事業所管理者

} 殿

宮崎県福祉保健部長寿介護課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和について（通知）

日ごろから、本県の高齢者福祉行政に御理解・御協力いただきしております、厚くお礼を申し上げます。

○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者（いずれも介護予防を含む。）においては、厚生労働省の指定基準により自己評価及び外部評価の実施が規定されているところです。

このうち外部評価については、「宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱」（以下「要綱」といいます。）により、原則として少なくとも年に1回は実施することと定めているところですが、一定の要件を満たす場合には、申請により2年に1回とすることができるところです。

今回、この申請に係る申請書について所要の改正をするとともに、申請の手続等について、下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 緩和の要件（全ての要件を満たす必要があります）

(1) 「自己評価及び外部評価結果（要綱様式別紙4-1）」及び「目標達成計画（要綱様式別紙4-2）」を市町村に提出していること。

※ 緩和の適用を受けるためには、改正後要綱（平成22年3月15日付け改正）による外部評価を実施していることが必要です。

(2) 運営推進会議を過去1年間におおむね2月に1回以上開催していること。

※ 申請書提出日前1年間の状況を確認します。

※ やむを得ない事情（口蹄疫等）により、2月に1回開催できなかった場合には、市町村に御相談ください。

(3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず参加していること。

※ 申請書提出日前1年間の状況を確認します。

※ 参加を要請したが、市町村又は地域包括支援センター側の都合により参加できない場合は可とします（その場合、資料、会議録を市町村又は地域包括支援センターに提出ください。）。ただし、この場合においても、市町村職員又は地域包括支援センターの職員が構成員となり、参加が予定されていたことが必要です。

- (4) 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実施状況（外部評価）がすべて適切であること。
- (5) 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であること
- ※ 必ず5回、実施している必要があります。途中で実施していない年がある場合には、その年の翌年から5回継続していることが必要です（緩和適用年については、実施したものとみなされます。）。
- ※ やむを得ない事情（口蹄疫等）により、評価の実施が遅延した年がある場合には、市町村に御相談ください。

2 事務手続きの流れ

要件を満たし、実施回数の緩和の適用を受けようとする事業者は、次の書類を市町村（複数の市町村から指定を受けている場合、事務所所在地の市町村）の担当課に提出してください。

要件を満たしているか、疑義がある場合には、市町村の担当課に提出前に御相談ください。

申請書提出月の翌月下旬に、要件緩和の決定（不決定）の通知をします。

<提出書類>

- 要綱様式第1号「地域密着型サービス外部評価実施回数適用申請書」（以下、「申請書」といいます。）
- 運営推進会議に関する資料（実施状況及び構成員の出席状況が確認できるもの。申請書提出日前1年間分）

3 申請の受付期間

実施回数の緩和の手続きについては、緩和の対象となる外部評価を実施すべき日の前である次の期間中に行ってください。

- (1) 4月1日～4月20日
- (2) 9月1日～9月20日

※ 受付開始日、最終日が市町村の閉庁日である場合には、各々その翌日

※ 評価を計画的に実施するために、外部評価実施前に受付期間がある場合でも、原則として、年度（4/1～3/31）当初の受付期間中の申請をお願いします（例えば、外部評価を例年8月に実施している場合は、その前の受付期間である4月に申請書を提出ください。12月実施分についても、4月の申請書提出をお願いします。）。

4 対象となる外部評価

平成23年4月1日以後に実施する外部評価から適用します。

お問い合わせ
長寿介護課 赤江 Tel 0985-26-7059